

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和2年7月30日(2020.7.30)

【公表番号】特表2020-512288(P2020-512288A)

【公表日】令和2年4月23日(2020.4.23)

【年通号数】公開・登録公報2020-016

【出願番号】特願2019-531811(P2019-531811)

【国際特許分類】

A 6 1 K	38/48	(2006.01)
A 6 1 P	43/00	(2006.01)
A 6 1 P	11/00	(2006.01)
A 6 1 P	1/16	(2006.01)
A 6 1 P	13/12	(2006.01)
A 6 1 P	9/10	(2006.01)
A 6 1 P	9/04	(2006.01)
A 6 1 P	9/06	(2006.01)
A 6 1 K	9/08	(2006.01)
A 6 1 K	9/19	(2006.01)
A 6 1 K	39/395	(2006.01)
A 6 1 P	17/00	(2006.01)
C 1 2 N	9/68	(2006.01)
C 1 2 N	15/12	(2006.01)
C 1 2 N	15/57	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	38/48	Z N A
A 6 1 K	38/48	1 0 0
A 6 1 P	43/00	1 1 1
A 6 1 P	11/00	
A 6 1 P	1/16	
A 6 1 P	13/12	
A 6 1 P	9/10	
A 6 1 P	9/04	
A 6 1 P	9/10	1 0 1
A 6 1 P	9/06	
A 6 1 K	9/08	
A 6 1 K	9/19	
A 6 1 K	39/395	N
A 6 1 P	43/00	1 2 1
A 6 1 P	17/00	
C 1 2 N	9/68	
C 1 2 N	15/12	
C 1 2 N	15/57	

【手続補正書】

【提出日】令和2年6月16日(2020.6.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】**【特許請求の範囲】****【請求項 1】**

有効量のプラスミノーゲンを含む、被験者の組織器官のコラーゲンの沈着または纖維化を予防及び／または治療するための薬物組成物であって、前記被験者が組織器官の纖維化に罹患しやすい、組織器官の纖維化傾向がある、またはその他の疾患に罹患し、且つ組織器官の纖維化が伴われる、薬物組成物。

【請求項 2】

前記組織器官のコラーゲン沈着または纖維化は、皮膚の纖維化、血管の纖維化、心臓の纖維化、肺の纖維化、肝の纖維化、もしくは腎の纖維化を含む、請求項 1 に記載の薬物組成物。

【請求項 3】

前記組織器官のコラーゲン沈着または纖維化は、感染、炎症、過敏反応、腫瘍、組織虚血、組織器官鬱血、化学物質、または放射もしくは環境汚染による損傷に引き起こされるまたは伴われるものを含む、請求項 1 または 2 に記載の薬物組成物。

【請求項 4】

前記組織器官のコラーゲン沈着または纖維化は、細菌、ウイルスまたは寄生虫の感染に引き起こされる組織器官の病変による組織器官のコラーゲン沈着または纖維化を含む、請求項 3 に記載の薬物組成物。

【請求項 5】

前記組織器官のコラーゲン沈着または纖維化は、結核菌の感染による肺の纖維化、B型肝炎ウイルス、C型肝炎ウイルス、またはE型肝炎ウイルスの感染による肝臓纖維化、または住血吸虫の感染による肝の纖維化を含む、請求項 4 に記載の薬物組成物。

【請求項 6】

前記組織器官のコラーゲン沈着または纖維化は、無菌性炎症または自己免疫反応によるものである、請求項 3 に記載の薬物組成物。

【請求項 7】

前記組織器官のコラーゲン沈着または纖維化は、慢性糸球体腎炎、腎孟腎炎、ネフローゼ症候群、腎機能不全、または尿毒症による腎臓纖維化である、請求項 6 に記載の薬物組成物。

【請求項 8】

前記組織器官のコラーゲン沈着または纖維化は、ガンによる組織器官の損傷、例えば、肺癌による肺の纖維化、肝癌による肝の纖維化、または腎臓癌による腎臓纖維化によるものである、請求項 3 に記載の薬物組成物。

【請求項 9】

前記組織器官のコラーゲン沈着または纖維化は、慢性虚血性組織損傷、例えば、アテローム性動脈硬化症、冠状動脈性心疾患による心臓虚血性纖維化、または慢性虚血性腎損傷による腎臓纖維化によるものである、請求項 3 に記載の薬物組成物。

【請求項 10】

前記組織器官のコラーゲン沈着または纖維化は薬物によるものである、請求項 3 に記載の薬物組成物。

【請求項 11】

前記組織器官のコラーゲン沈着または纖維化は、薬物性の肝纖維化または腎纖維化であるか、または、前記組織器官のコラーゲン沈着または纖維化は、吸入性化学物質または環境汚染による肺の纖維化である、請求項 10 に記載の薬物組成物。

【請求項 12】

前記組織器官のコラーゲン沈着または纖維化は、全身性免疫性疾患によるものであり、前記全身性免疫性疾患は、全身性エリテマトーデス、全身性硬化症、もしくは強直性脊椎炎であり、または組織器官の纖維化は特発性肺纖維化である、請求項 6 に記載の薬物組成物。

【請求項 1 3】

前記薬物組成物は1種以上の治療手段または1種以上のその他の薬物、例えば、脂質低下薬、抗血小板薬、血压降下薬、血管拡張薬、血糖降下薬、抗凝固薬、血栓溶解薬、肝臓保護薬、抗纖維化薬、抗不整脈薬、強心薬、利尿薬、抗腫瘍薬、放射化学療法薬、炎症調節薬、免疫調節薬、抗ウイルス薬、もしくは抗生物質と組み合わせて投与される、請求項1～12のいずれか1項に記載の薬物組成物。

【請求項 1 4】

前記プラスミノーゲンは配列2と少なくとも75%、80%、85%、90%、95%、96%、97%、98%または99%の配列同一性を有し、且つ依然プラスミノーゲン活性を有するものである、請求項1～13のいずれか1項に記載の薬物組成物。

【請求項 1 5】

前記プラスミノーゲンは、配列14に示されるプラスミノーゲン活性フラグメントを含むし、且つ依然プラスミノーゲン活性を有するタンパク質である；または、前記プラスミノーゲンは、Glu-プラスミノーゲン、Lys-プラスミノーゲン、ミニプラスミノーゲン、マイクロプラスミノーゲン、-プラスミノーゲンまたはそれらのプラスミノーゲン活性を保持した変異体から選択される、請求項1～13のいずれか1項に記載の薬物組成物。